

10月1日から、社用車の運転前後に アルコール検知器を用いた酒気帯びの確認が 義務化されます!!

▶ 問合せ 役場防災交通課

対 象：安全運転管理者を選任している事業所

変更点：①旧：酒気帯び状態を目視にて確認

新：酒気帯び状態をアルコール検知器にて確認

②アルコール検知器を常時有効に保持する

※詳しくは、右記 QR コードをご確認ください



守っていますか？

自転車の交通ルール 「自転車安全利用五則」



自転車は、車と同じ「車両」のため、守るべき交通ルールがあります。
自転車の交通ルールとは、「自転車安全利用五則」です。以下のルールを守って自転車に乗りましょう。

①自転車は車道が原則、歩道は例外

※例外とは、通行可能看板がある場所や、13歳未満の子ども・
70歳以上の高齢者、工事や違反駐車があった場合等

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

◎飲酒運転は禁止

◎二人乗りは禁止

※幼児（6歳未満）を幼児用座席に乗車させる場合は例外

◎並進走行は禁止

◎夜間はライトを点灯

◎信号を守る

◎交差点での一時停止と安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用



また、3年10月から自転車利用者の損害賠償責任保険の加入が義務化、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

自転車の交通死亡事故の6割は頭部の負傷が原因です。年齢に関わらず、ヘルメットを着用しましょう。



▲県ホームページ